

豪快につかみどり!!!

【三田の鮭まじり・関連記事7ページ】



No.
1184

今号の主な内容

町長からの年賀状	2
税の申告が始まります	
提出書類の準備を忘れずに	4・5
町のわだい	7

CONTENTS

1月1日号 2020

謹賀新年

新年あけましておめでとうございます。
冒頭、昨年10月12日深夜から13日未明にかけて本町を襲った台風19号により被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。この台風により、広い地域で記録的大雨による災害が多数発生いたしました。これまでに経験のない台風の発達の仕方、百年に一度とも報道される大雨がもたらした土砂災害に、地盤が弱い三陸沿岸地域はどのように立ち向かうことができるかという大きな課題が浮き彫りになりました。今後、国および県と協力し、大雨、土砂災害への対策を講じてまいります。ま



山田町長 佐藤 信逸

町長からの年賀状

田町の復興事業の大きな節目となる「復興記念まちびらき」を、中央公園において関係者一同と



昨年行われた給食センター落成式

望に満ちた新たな山田町の教育が始まります。また、昨年8月には、子どもたちが待ち望んだ給食センターが完成し、いよいよ新年度から業務を開始いたします。栄養バランスのとれたおいしい給食を提供し、子どもたちの健やかな成長を支えてまいります。

三陸沿岸道路の全線開通に合わせて準備を進めております「新道の駅構想」は、前県立山田病院の解体作業が終わり、設計業務に入っております。多くの皆さま方のご意見を聞き、よ

た、被災された方の中には、高齢の方も多くいらつしやいます。今後とも心のケアをはじめ被災された方々にしっかりと寄り添いながら支援を継続してまいります。
昨年の3月23日には念願の三陸鉄道が開通し、順調に運行されていましたが、台風被害により、残念ながら不通となりました。今年度中には三鉄と協力し、全線開通となるように努力いたします。一方、6月30日には山

ともに盛大に開催しました。これまでの多くの支援に対する感謝の気持ちを町内外に広く発信することができたと感じております。
少子化に伴う複式学級の解消のため、保護者の皆さま方、地域の皆さま方のご理解をいただき、町内9校ある小学校を3校に、2校ある中学校を1校にする再編計画が決まりました。多くの友達との関わりを通して、子どもたちが成長していく、希



観光資源として整備を進めるオランダ島

り多くの皆さまに立ち寄っていただける施設になるように、令和4年中の開業に向けて頑張りたいと考えております。

オランダ島については震災以降、復興事業を優先する中において未整備となっていました。来年度以降に無人島体験ツアーなどを企画すべく、国の支援の下、浮桟橋やトイレ、遊歩道などを整備し、この夏から多くの皆さまをお迎えできる予定です。そして、山田町のファンをたくさん増やしてまいりたいと思います。
結びとなりますが、新天皇陛下が即位され、令和2年が始まりました。この一年が災害のない安全で平和な年になることを心より祈念し、年頭のあいさつとさせていただきます。

朗読ボランティアに文部科学大臣表彰

長年の功績に光

12月3日、山田町朗読ボランティアの皆さんが、文部科学大臣表彰を受賞しました。5日には、町長へ受賞したことを報告。代表の佐々木啓子さんは「身に余る光栄で、とても感激しています。」と、受賞の喜びを伝えました。

山田町朗読ボランティアの皆さんは、広報を目で見るのが難しい方に対し、町の広報紙などを朗読・録音した音声テープを届けています。これまでの長年にわたる活動が評価され、今回の受賞となりました。昭和62年から始まったこの活動は、東日本大震災で中断を余儀なくされました。津波により、当代表を務めていた昆加代



町中央公民館の視聴覚室で行われる収録。写真の様子も、豊かな表現で利用者に伝えています。



表彰状を手に喜びを表す山田町朗読ボランティアの皆さん

子さんが犠牲となり、会員も被災。「活動の継続が危ぶまれましたが、震災から半年後、会員の中から再開の声が上がりました」と佐々木さんは振り返ります。利用者の皆さんのために続けたいという使命感のもと現在まで継続されている朗読活動。利用してくれる方がいる限り続けていきたいと会員の皆さんは力を込めます。

受賞の報告を受けた町長は「町民の一員として誇りに思うと同時に敬意を表します。これまでの活動に光が届きました」とお祝いの言葉を伝えました。

日本家族計画協会会長表彰

佐々木助産師が受賞

11月7日に千葉県で行われた厚生労働省主催の「健やか親子21全国大会」において、本町の佐々木美智穂助産師が「日本家族計画協会会長表彰」を受賞しました。これは、これまでの助産師としての活動が評価されて受賞したものです。

佐々木助産師は、これまで15年間にわたり「命の授業」を実施。宮古地域の児童生徒のべ7千人に対して命の大切さを説き、10代の人工妊娠中絶率の減少に貢献しました。また、岩手県妊産婦メンタルヘルス調査委員として、医療と行政が連携する「岩手型妊産婦メンタルヘルス支援体制」を確立。他県からも注目される新しい手法で、児童

虐待予防に貢献しました。一方、学術面でもその力を発揮。共著した『岩手県宮古医療圏における東日本大震災前後の産後うつ発症率とリスク因子の検討』は、アメリカで論文として認められ、世界からも注目されました。

佐々木助産師は受賞について「喜び以上に驚きが大きいです」と一言。「児童虐待の負の連鎖をなくすためには、出産前からの支援が重要」と、活動の意義を強調します。「妊産婦が元気に子育てできるようにするのが私の使命」と、話す佐々木助産師は、町の保健師などと協力して「子育てに優しい町」を言葉に日々業務に取り組みんでいます。



健康子ども課 助産師
佐々木 美智穂

【来歴】平成元年に県医療局へ入局。宮古病院看護師長などを経て、30年から町の助産師として子育て世代を支えている。

「子育てで大事なことは親の愛情を注ぐこと。些細なことでも気軽に相談してください」と、子育て世代に向けて力強くエールを送りました。

税の申告が始まります 提出書類の準備忘れずに



間もなく町県民税兼国民健康保険税申告及び所得税確定申告の時期を迎えます。申告には、収入や経費、各種所得控除の確認をするため、給与・年金の源泉徴収票や事業経費の領収書などが必要です。また、本人および扶養控除対象者のマイナンバーの確認を行いますので、事前に必要な書類をご確認ください。なお、申告日程については、広報やまだ1月15日号に掲載します。

◆問い合わせ
町税務課町民
税係 ☎82-
3111内線111、
112)へどうぞ。

◎申告が必要な人

原則として、令和2年1月1日現在で本町に住所がある全ての人が申告しなければなりません。

■所得がない人も申告を

昨年1年間に所得が無かった人や、収入が少なく所得税や町・県民税がかからない人でも▼国民健康保険税の税額算定▼所得証明書や課税証明書の交付▼公営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定のために簡易申告が必要です。申告をしなかった場合は、国民健康保険税の軽減措置を受けられなくなりますのでご注意ください。

◎申告する必要がない人

例外として次の人は申告

の必要がありません。

- ・令和元年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整した人

- ・令和元年中の収入が年金のみで、65歳未満で年金収入が98万円以下の人
- ・または65歳以上で年金収入が148万円以下の人
- ・税務署に確定申告書を提出する人
- ・平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和元年中に収入が無かった人

◎必要な書類は？

確定申告に必要な書類は次のとおりです。詳しい内容については、1月中旬に発送予定の申告案内文書に同封する「申告の手引き」をご覧ください。

▽必要書類

- ・収入や経費、各種控除などに関する書類
- ・マイナンバーが確認できるもの(通知カードなど)
- ・健康保険証などの本人確認用証明書

◎住宅借入金等特別控除をお忘れなく

個人が住宅ローンを利用してマイホームを新築、購入または増改築した場合、一定の要件を満たすときは最大10年間にわたり所得税や町県民税の控除を受けることができます。この控除を受けるためには確定申告を行う必要がありますので、事前に必要書類等をご確認ください。

なお、給与所得者は控除

2年目以降、年末調整で控除を受けることで確定申告が不要となります。

◎便利なスマートフォン

パソコンやスマートフォンを使用して確定申告ができます。

【申告の流れ】

- ①国税庁ホームページへアクセスし、申告書を作成
- ②e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信して提出

※従来、e-Taxで送信するには、ICカードリーダーが必要でしたが、IDとパスワードのみで利用できるようになります。詳細は宮古税務署(☎62-1921)へお問い合わせください。

◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月28日(火)	豊間根生活改善センター	午前9時～正午 午後1時～3時
1月29日(水)	船越防災センター	
1月30日(木)	役場1階町民ホール	

※例年、午前中は大変混み合います。ご了承ください。

▷収入が公的年金と給与のみの人 ▶65歳以上…年金収入が120万円以下で、給与収入が65万円以下の人▶65歳未満…年金収入が70万円以下で、給与収入が65万円以下の人(年齢は令和2年1月1日現在)
※税金の計算の対象となる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含みません。
※申告書が送付されなくても、左記の条件に該当する方は簡易申告を行うことができます。

令和2年度町県民税 簡易申告制度ご利用を

町では、町県民税の簡易申告を受け付けます。前年に申告を行った人には申告書を送付しますので、必要書類と印鑑をお持ちになり会場へお越しいただくか、1月30日までに町税務課へ郵送してください。

※簡易申告書もマイナンバーの記載が必要です。

■簡易申告できる人 昨年1年間(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)の収入が次に該当する人

- ▷収入が無かった人
- ▷収入が給与のみで、その合計が93万円以下の人

固定資産税のお知らせ

◎償却資産所有者は申告書の提出を

固定資産税算出の基となる償却資産を所有する人は、所有状況の申告が必要です。対象となる資産は、事業に使用する機械などです。以前に申告した人には通知書を送付していますが、新規に事業を始めた人や営業所を設置した人には申告用紙を送付しますのでお問い合わせください。廃業や転出した人も申告が必要です。

■償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産は、所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産で、土地および家屋以外の事業のために用いることができる有形減価償却資産です。

- ▷課税対象の償却資産 ▶構築物（家屋以外の構造物）
 - ▶機械および装置、船舶、車両および運搬具（自動車税、軽自動車税の対象となる車両は除きます）
 - ▶工具および備品——など

■申告が必要な人

令和2年1月1日現在、町内に事業のために用いることができる償却資産を所有している人
※資産の増減のない方も提出してください。

■提出する書類

- ▷前年度以前に申告した人…増減申告（町から送付された償却資産の「種類別明細書」を参照し、増減資産を記入してください）
- ▷初めて申告する人…全資産申告（全ての償却資産を申告してください）
- ▷廃業または転出した人…申告書に「廃業」「転出」などを記入の上、提出してください。

■東日本大震災で代替取得等となった償却資産の特例

東日本大震災により滅失、損壊した償却資産の所有者などが代替償却資産を取得、または改良した場合には、課税標準額を2分の1として税額を計算する特例があり、取得または改良後4年度分にわたり受けられます。

▷申告期限 令和2年1月31日

◎土地や家屋の所有者が亡くなった時は届け出を

土地や家屋の所有者が亡くなったときは、相続登記が完了するまでの間の固定資産税を納税する代表者を定めなければなりません。「相続人代表者指定届」により納税の代表者を決め、町税務課へ提出してください。一定期間が過ぎても届け出が

無い場合は、町が任意に相続人代表者を指定することがあります。

なお、この届け出を行うことで、相続登記が完了するものではありません。

◎被災代替特例を受けるには申告を

東日本大震災で被災した固定資産に代わる資産を取得した場合は、申告により固定資産税の軽減が受けられます。内容は左表のとおりです。

なお、被災代替土地の特例は、代替土地を取得した年に居宅を建築した人は申告の必要はありません。

※被災代替償却資産の特例申告は、上記の固定資産税対象の償却資産の申告と併せて受け付けます。

◎家屋を解体したとき

家屋を解体・名義変更したときの届け出がない場合は、そのまま課税される場合があります。

■家屋を解体した場合

家屋を解体したときは、町税務課へ届け出てください。ただし、閉鎖登記が完了している場合は届け出は不要です。

■未登記家屋の名義を変更した場合

売買や相続などで未登記家屋の名義を変更したときは、町税務課へ届け出が必要です。登記による異動がある場合、届け出は不要です。

◆問い合わせ 町税務課資産税係（☎82-3111内線113、114、118）へどうぞ。

◆固定資産税の東日本大震災特例制度

区分	被災代替住宅用地の特例	被災代替家屋の特例	被災代替償却資産の特例
対象	①被災住宅用地の所有者 ②①の相続人 ③①の三親等内の親族で被災代替土地に新築する家屋に①と同居を予定する人 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災家屋の所有者 ②①の相続人 ③特例適用家屋に同居する①の三親等内の親族 ④①が法人の場合、合併法人または分割承継法人	①被災償却資産の所有者 ②①の相続人 ③①が法人の場合、合併法人または分割承継法人
特例内容	家屋が滅失・損壊した住宅用地の代わりに新たに住宅を建築するまでの間、住宅用地としての軽減措置を適用	損壊した家屋の改築または、滅失した家屋の代替家屋を取得した場合、最初の4年度分の税額を2分の1、その後の2年度分を3分の2に軽減	滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を取得、または改良した場合、固定資産税の課税標準額を4年度間2分の1に軽減
取得期限	令和3年3月31日		
適用期間	3年度間	6年度間	4年度間

▽持ち物 被害を受けた家屋や家財に関する次の書類の写し
▽り災証明書▽取得時期と価格（または床面積）が分かるもの（固定資産税納税通知書、売買契約書など）▽修繕費、取り壊し費用、除去費用などが分かるもの（請求書と領収書など）▽生活用家財の内訳
▽受け取る保険金などの金額が分かるもの（支払通知書など）▽そのほか今回の災害に関する参考となる資料など

◆問い合わせ ▼所得税のこと
：宮古税務署個人課税部門（☎62-11923）▼住民税のこと：町税務課町民税係（☎82-3111内線112）へ。

**台風19号による雑損控除
損失計算書作成相談会開催**
台風19号で住宅や家財などに損害を受けた方は、令和元年分の所得税や2年度の住民税の雑損控除の適用を受けられる場合があります。適用を受けるためには、損害額を「損失計算書」により計算し、確定申告書に記載する必要がありますので、被災された方を対象に「損失計算書作成相談会」を行います。

▽開設日程 ▼1月20日（月）午前9時～午後4時：船越防災センター▼21日（火）午前9時～午後4時：町中央コミュニティセンター2階集会所

教育委員会だより
vol.23

◆問い合わせ 町学校教育課総務係
(☎82-3111内線312)または町生涯学習課社会体育係(☎82-3111内線625)へどうぞ。

天空海闊

—空、とこしえに碧くして 海、穏やかにどこまでも—

学区外通学や区域外就学希望する人は申請を

学区外通学や区域外就学をする場合には申請が必要です。学区外通学や区域外就学を希望し、それぞれの許可事由に該当する人は申請してください。申請の方法や通学に関する相談についてはお問い合わせください。

■学区外通学

▷申請が必要な人 教育委員会が指定する学校以外の町内の学校へ通学を希望する人

◆教育委員会指定の小学校

通学区域（現小学校区）	指定の小学校
豊間根、荒川	豊間根小学校
大沢、山田北、山田南、織笠、轟木、大浦	山田小学校
船越	船越小学校

※中学校は町内が一つの学区となるため、学区外通学はありません。

※町外の学校へ通学する場合は区域外就学の申請が必要です。

▷主な許可事由 ▶学年途中に通学区域外に転居したとき▶入学後に転居予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき▶保護者の共働きなどで、下校後に児童を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預かり先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき▶短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき▶そのほか児童に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）

■区域外就学申請

▷申請が必要な人 山田町に住所を置いたまま町外の学校へ通学を希望する人

▷主な許可事由 ▶学年途中に町外へ転出したとき▶国立もしくは私立の小学校または中学校に入学するとき▶そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）

◆問い合わせ 町学校教育課総務係 (☎82-3111内線313)へどうぞ。

学校給食センター調理洗浄等業務委託事業者が決定

山田町立学校給食センターで給食を調理する事業者が決定しました。事業者は、昨年12月に指名型プロポーザルを実施し選定しました。2月の給食試行から、給食調理、食器洗浄などの業務を委託することになります。給食センターの求人は、現在ハローワークにて情報を掲載していますので、ご確認ください。

▷事業者名 一富士フードサービス株式会社北海道・東北支社
▷委託期間 令和2年2月～4年7月

【劇団ゆう主催】山田の児童生徒が出演するミュージカル

オズの魔法使い



日時 2月2日(日)

【開場】午後1時半

【開演】午後2時

場所 町中央公民館

■整理券配布場所 1月6日から▷町中央公民館▷役場各支所▷ふれあいセンター▷町中央コミュニティセンター——で無料配布

◆問い合わせ 町生涯学習課文化係 (☎82-3111内線630)へ。

鯨峰爽やかに

明けましておめでとうございます▼「もういくつ寝るとお正月♪ お正月には凧あげて♪」という歌があります。これはお正月が待ち遠しいと思つて歌われたものです。中でも、一番の楽しみはお年玉！昔は、子どもたちから一年の目標を聞き、お年玉をあげるのが恒例だったように思います。ぜひ、目標を聞きながら、お年玉をあげてみてください▼最近「我慢ができない、忍耐力がない」という言葉を耳にします。ある一定の集団の中で、自分の意見を泣きながら押しとおしたり、うまくいかないとおさまらめたりする子どもが増え、社会人になつてもそのような行動に出る人が増えていくとのこと。4月から小学校3校、中学校1校の新しい環境で学校が始まります。集団の中で自分の意見をしっかりと伝え、人の話を取り入れられる協調性を育みながら我慢するところは我慢する「力」を身に付けさせたいものです。

教育長 佐々木 茂人



町のわだい

今月の題字 東館 優希君 (山田南小6年)

鮭まつりに町内外から4千人 大物狙い豪快につかみどり

12月8日、山田魚市場で山田の鮭まつりが行われました。今年は町内外からのべ4千人が来場し、新巻きザケやはらご飯といった冬の味覚を買い求めています。メインイベントの鮭のつかみどりでは、倍率4倍の抽選を潜り抜けた100人が奮闘。参加者が気合十分に獲物を仕留める姿に、会場から大きな声援が送られました。今年、県内の秋サケ漁は前年比18%（11月末日時点）と落ち込んでいます。各地で鮭まつりや鮭つかみどりが中止になる中、関係者らの努力で開催できた山田の鮭まつり。その喜びを表すかのように、会場は熱気に溢れていました。



各講師が研究成果を発表 山田の歴史に理解深める

12月14日、町中央公民館小ホールで「山田町・岩手大学歴史講演会」が開催されました。講師は、岩手県立博物館学芸第一課長の小山内透さんと、本町出身で岩手大学平泉文化研究センター客員教授の伊藤博幸さん。当日は「古代・中世の山田の歴史と文化」と題して講演が行われ、約100人が来場しました。小山内さんは「沿岸部における古代・中世の鉄生産」について、伊藤さんは「古代閉伊郡の成立と須賀君氏」について講演し、最新の研究成果を発表。来場者らは、それぞれの講演を興味深く聞き入っていました。



町内の児童・生徒が挑戦 冬の味新巻きサケ作り

毎年12月になると、町内の児童・生徒が新巻きサケ作りを体験します。10日には、織笠小学校、轟木小学校、大浦小学校の5・6年生31人が、三陸やまだ漁協織笠女性部の指導のもと体験。この日は、サケの腹を割いて洗い、塩漬けにする作業をしました。はじめは血や、内臓などを見て嫌がっている児童もいましたが、織笠女性部の皆さんに教わりながら一生懸命新巻きサケ作りに挑戦。作業を終えた児童たちは「魚をさばくのが大変だった」と、新巻きサケ作りの苦労を体感しながらも「完成して食べるのが楽しみ」と、期待に胸を膨らませていました。



台風19号で被災された方へ

「町県民税」などを減免

町では、台風19号で被災された方の町県民税（個人）、固定資産税、国民健康保険税を減免します。減免は、各税目ごとに表のとおり行います。

町県民税（個人）と国民健康保険税では、原則「り災区分」で減免を行います。が「り災区分」による減免割合よりも「収入の減少による減免割合」が大きい場合は、申請により減免額を変更することができますので、

お問い合わせください。

▽減免対象となる納期

すべて台風19号災害の日（令和元年10月12日）～令和元年の納期限未到来分

※家屋が半壊以上の被害を受けた世帯の方は、町で「り災区

分」により減免しますので、申請の必要はありません。

◆問い合わせ 町税務課町民税係（☎82-3111内線112）へどうぞ。

固定資産税について

- ◎「り災区分（損害の程度）」による減免
- 土地の減免割合（浸水による半壊以上の家屋の敷地以外は申請が必要です）

損害の程度	減免の割合
当該土地が浸水による半壊以上の家屋の敷地(申請は必要ありません)	全額
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満	
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満	

- 家屋の減免割合(申請は必要ありません)

損害の程度	減免の割合	
浸水による半壊以上のとき	全額	
浸水以外による	全壊のとき	10分の8
	大規模半壊のとき	
	半壊のとき	10分の4

- 償却資産の減免割合（申請が必要です）

損害の程度	減免の割合
50%以上の損害のとき	全額
40%以上50%未満のとき	10分の8
20%以上40%未満のとき	10分の4

- ◇減免対象となる固定資産税の納期

納付書で納付
・第3期分(12/2納期限)
・第4期分(1/31納期限)

国民健康保険税について

- ◎人的被害による減免割合（申請が必要です）

事由	減免の割合
主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負った場合	全額

- ◎り災区分による減免割合(申請は必要ありません)

損害の程度	減免の割合	
	全壊	半壊、大規模半壊
全壊	全額	半額
半壊、大規模半壊	半額	半額

- ◎収入の減少による減免割合（申請が必要です）

※令和元年の事業収入などの減少が、平成30年の事業収入などの10分の3以上と見込まれる方がいる世帯

平成30年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全額
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1000万円以下であるとき	10分の2

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、平成30年の合計所得金額にかかわらず減免割合を全額とします。

- ◇減免対象となる国民健康保険税の納期

納付書で納付	年金から天引き
・第4期分(10/31納期限)	・10月分(10/15年金支払日) ・12月分(12/13年金支払日) ・2月分(2/14年金支払日)
・第5期分(12/2納期限)	
・第6期分(12/25納期限)	
・第7期分(1/31納期限)	
・第8期分(3/2納期限)	

町県民税（個人）について

- ◎人的被害による減免割合（申請が必要です）

事由	減免の割合
死亡した場合	全額
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった場合	
障害者となった場合	10分の9

- ◎り災区分による減免割合(申請は必要ありません)

平成30年の合計所得金額	減免の割合	
	全壊	半壊、大規模半壊
500万円以下であるとき	全額	半額
750万円以下であるとき	半額	10分の2.5
750万円を超えるとき	10分の2.5	10分の1.25

- ◎収入の減少による減免割合（申請が必要です）

※令和元年の事業収入などの減少が、平成30年の事業収入などの10分の3以上と見込まれる方

平成30年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全額
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1000万円以下であるとき	10分の2

- ◇減免対象となる町県民税の納期

納付書で納付	給与から天引き	年金から天引き
・第3期分(10/31納期限) ・第4期分(12/25納期限)	・10月分	・10月分 ・12月分 ・2月分
	・11月分	
	・12月分	
	・1月分	
	・2月分	
	・3月分	
	・4月分	
	・5月分	

台風19号で被災された方へ

「介護保険料」を減免

町では、台風19号で被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

町では、台風19号で被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

町では、台風19号で被災された方の介護保険料を減免します。減免の対象となる方は、左表のとおりです。

「居住する住宅が全壊・半壊」の被害にあ

われた方は、令和2年1月頃を目途に減免後の保険料額をお知らせします。還付が発生する場合は、還付方法に

「居住する住宅が全壊・半壊」の被害にあ

われた方は、令和2年1月頃を目途に減免後の保険料額をお知らせします。還付が発生する場合は、還付方法に

◇減免対象と割合

減免の対象となる方	減免の割合	申請の有無
居住する住家が全壊の損害を受けた方	全額	申請は必要ありません
居住する住家が半壊または大規模半壊の損害を受けた方	半額	
主たる生計維持者が死亡、行方不明または重篤な疾病を負った方	全額	申請が必要です
主たる生計維持者が業務を廃止した、または失職し現在収入がない方	収入の減少割合や所得に応じて減免されています	

◆**問い合わせ** 町長寿福祉課介護保険係 ☎82-3111 内線133 へどうぞ。

▽**申請期限** 令和2年3月31日

▽**減免となる保険料** 第4期分、第6期分（令和元年10月12日～2年3月31日に納期限が設定されているもの）

1月20日から開始 コンビニで証明書を交付

町では、1月20日から証明書コンビニ交付サービスを開始します。このサービスを利用すると、マイナンバーカードを使用し平日はもちろん早朝や深夜、土・日曜日、祝日でも全国のコンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書を取得することができます。本籍が町内にある人は、町での住民票の有無に関係なく戸籍謄抄本および戸籍の附票の写しを取得できます。

- ※取得できる戸籍は現在のもののみとなります。
- ※町外住所の人は、審査のため交付まで数日かかります。
- ▷**利用方法** ①マルチコピー機のタッチパネルで「行政サービス」を選択する②マイナンバーカードをマルチコピー機にかざし4桁の暗証番号を入力する③必要な証明書を選択し交付手数料を支払う
- ▷**利用する際に必要なもの** ▶マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付きのもの)▶4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書の暗証番号)▶証明書交付手数料
- ※利用者証明用電子証明書が付いていないマイナンバーカードをお持ちの人は、町民課窓口で付けることができます。

※コンビニ交付サービスは証明書手数料の免除に対応できないため、免除に該当される方は、町民課窓口をご利用ください。

- ▷**利用できる時間** 午前6時半～午後11時(12月29日～1月3日を除く)
- ▷**利用できる場所** コンビニ交付サービスが利用できるマルチコピー機を設置しているコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど)
- ▷**注意事項** 暗証番号を連続して3回間違えると、不正利用防止のためマイナンバーカードが利用制限されます。(制限の解除は、マイナンバーカード所有者本人が町民課窓口で解除の手続きを行います)

◆**問い合わせ** 町民課住民記録係 ☎82-3111 内線122、124 へどうぞ。

◇取得できる証明書の種類・手数料

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書(印鑑登録済みの人のみ)	300円
戸籍謄抄本(現在のもののみ)	450円
戸籍附票の写し	300円
所得課税扶養証明書	300円

地域防災計画 意見を公募

町では「地域防災計画」に対する意見公募(パブリックコメント)を行っています。

- ▽**計画案公表場所** 町ホームページ、町役場1階町民ホール
- ▽**意見を提出できる人** ▼町内在住者▼在勤者▼在学者▼町内に事業所を有する人
- ▽**記入事項(必須)** ▼タイトル(メールの場合は件名)「山田町地域防災計画(修正案)」に対する意見等▼氏名▼住所▼連絡先▼意見本文▼勤務先(在勤者のみ)▼就学先(在学者のみ)▼事業所名(町内に事務所を有する人のみ)
- ▽**提出様式** ホームページに掲載(記入事項を満たしていれば任意の用紙でも可)
- ▽**提出方法** 直接お持ちになるか、郵送、ファクスまたは電子メールで提出

▽**提出期限** 1月31日

◆**提出先・問い合わせ** 町総務課危機管理室 ☎028-11392 山田町八幡町3番20号 ☎82-3111 内線415、429 / ファクス82-4998

9 / メール bousai@town.yamanashi.jp

新しい民生委員が決まる 各地区の民生委員はこうの方々です

令和元年12月1日から3年間の任期となる民生委員が決まりました。各地区の民生委員は次の方々です。各地区内の分担については、お問い合わせください。※本町では、民生委員が児童委員も兼ねています。

◎山田地区

箱石紅子、佐々木紀一、堀合美和子、大宮好子、横田隆男、上野ルリ子、織笠長太郎、湊眞保子、川端ミヨ、竹内幸江、瀬川三枝子、澤田ツマ子、澤田かつ子、佐々木公子、甲斐谷里美、佐藤由季

◎船越地区

佐々木善朗、中垣のり子、福館真美子、花坂とも子、佐々木千秋、後藤マツノ、佐々木キミ子、小林かき子、野田明子、平澤千賀子

◎織笠地区

阿部敏博、佐々木賢一、木村幸喜、中村ちさ、佐々木孝作、菊地藤子、小林キネ子、中村まさ子、中村あづ子

◎大沢地区

千代川美香子、上沢和子

富士博子、伊藤隆子

◎豊間根地区

佐々木正弘、根子光子、木村明、尾形光平、尾形弘子、伊藤昇、佐々木求、伊藤洋子、佐々木新吉、佐々木郁子、斎藤順子、藤原初代、佐藤まゆみ

◎主任児童委員

上野美智子、道又たい子
◆お問い合わせ 町長寿福祉課福祉チーム（☎82-3111内線149）へ。

◎民生委員とは

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、心身障がい者、老人、ひとり親世帯など、援助を必要とする方々の相談や指導にあたる地域の奉仕者です。また、皆さんの相談に応じ、行政や専門機関につなげる役割もあります。何か困ったことがあるときは、お気軽にご相談ください。

山田町総合計画 審議会委員を公募

町では、令和2年度に予定している山田町総合計画後継計画の策定に当たり、町総合計画審議会委員の一部を公募します。

総合計画は町の未来を創造し、進むべき方向を計画するまちづくりの基本となるものです。町民の皆さんとより良いまちづくりを進めていきますので、多数のご応募をお願いします。

▷募集人数 3人以内

▷応募要件 次の要件を全て満たす人

- ・町内に住所があり、まちづくりへの関心が高い人
- ・令和2年1月31日時点で満20歳以上の人

※公務員や議会議員、本町のほかの審議会の委員になっている人は除きます。

▷委員の仕事 町が開催する審議会（令和2年2月から令和2年11月にかけて3回開催予定）に出席し、総合計画に関する意見を述べ、審議を行います。

▷報酬など 審議会に出席した場合は、町の規定により報酬と交通費を支給します。

▷選考方法 応募内容について審査し、選考します。選考結果は応募者全員に連絡します。

▷応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、お持ちいただくか郵送にて提出してください。

▷応募用紙の設置場所 町復興企画課または役場各支所に備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▷応募期限 令和2年1月31日

◆応募先・問い合わせ 町復興企画課政策推進係（〒028-1392山田町八幡町3番20号 ☎82-3111内線361、362/ファクス82-5611）へどうぞ。

令和2年4月1日採用 任期付職員を募集

町では、4月1日採用予定の任期付職員を募集します。

▷試験職種および採用予定人数

- ▶一般事務…若干名
- ▶土木技師…若干名
- ▶保育士…1人

▷受験資格

- ▶一般事務…昭和36年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
- ▶土木技師…昭和36年4月2日以降に生まれた人で、土木の専門課程を修得している人
- ▶保育士…昭和36年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人

▷任用期間 採用された日から2年間（採用日から5年を超えない範囲で任期の更新有り）

▷受験申込書の請求 ▶直接…町町民課、町総務課で交付（町ホームページからもダウンロードできます）▶郵便…封筒に「町任期付職員採用試験書類請求」と朱書きし、返信用封筒（120円切手を貼付したA4判用紙を折らずに入れられる封筒）を同封の上、申込先へ送付

▷受付期間 1月7日～31日の午前8時半～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

※郵送での申し込みも1月31日午後5時15分までに必着のこと。

▷試験方法 ▶第1次試験…書類審査（履歴書、職務経歴書、応募作文）▶第2次試験…個別面接

◆申込先・問い合わせ 町総務課行政係（〒028-1392山田町八幡町3-20 ☎82-3111内線411）へどうぞ。



笑顔でピース!

介護家族のための リフレッシュ教室

◎リフレッシュ教室
 ▷日時 1月16日(木)
 午後1時半～3時半
 ▷場所 まちなか交流センター
 ▷内容 講座「認知症等高齢者の財産を守るには」
 ▷申込期限 1月14日
 ◆申込先・問い合わせ 山田町地域包括支援センター(☎82-3136)へどうぞ。

手話をしませんか 初心者の教室開催

◎初心者手話教室
 ▷開催日 1月24日(金)、31日(金)、2月7日(金)、14日(金)、21日(金)(全5回)
 ▷時間 ▶昼…午後1時半～3時▶夜…午後6時半～8時
 ※昼、夜は同じ内容を行います。
 ▷場所 イーストピアみやこ2階運動スタジオ(宮古市宮町)
 ▷対象 山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村在住の人
 ▷定員 昼、夜各回15人
 ▷参加費 660円(テキスト代)
 ▷申込期限 1月17日
 ◆申込先・問い合わせ ▶町長寿福祉課地域福祉係(内線149)▶宮古市福祉障がい福祉係(☎68-9135)へ。

行政書士による なんでも相談会

◎行政書士会なんでも相談会
 ▷日時 1月11日(土)
 午前10時～午後3時
 ▷場所 町中央コミュニティセンター2階郷土資料室
 ▷相談内容 ▶遺産相続手続き▶住宅再建▶起業—など
 ※事前予約は不要ですが、予約した人が優先となります。
 ◆予約先・問い合わせ 岩手県行政書士会事務局(☎019-623-1555)へどうぞ。

各種相談会を開催 悩まずにご利用を

◎心配ごと相談所【1月】
 ▷日程 ▶10日(金)…長崎第2団地集会所▶14日(火)…県営織笠アパート集会所▶15日(水)…大浦漁村センター▶16日(木)…那智畑コミュニティセンター▶17日(金)…下条コミュニティセンター
 ▷時間 午後1時半～3時
 ▷相談内容 普段の生活上の悩みごとや福祉のことについて
 ◆問い合わせ 山田町社会福祉協議会(☎82-3841)へ。

◎行政相談所
 ▷相談日 1月8日(水)
 ▷時間 午後1時半～3時半
 ▷場所 町中央コミュニティセンター第1研修室、集会所
 ▷相談内容 行政機関への意見・要望など
 ◆問い合わせ 町町民課地域安全係(内線126)へどうぞ。

◎山田町法律相談センター【1月】
 ▷相談日 7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)
 ▷時間 午前10時～午後3時
 ▷場所 町中央コミュニティセンター2階第1研修室
 ▷相談内容 法律に関する悩み事について

◎宮古地区法律相談【1月】
 ▷相談日 9日(木)、16日(木)、23日(木)、30日(木)
 ▷時間 午前10時～午後3時
 ▷場所 イーストピア宮古1階(宮古市宮町)
 ▷相談内容 法律に関することについて

◆問い合わせ 岩手弁護士会(☎019-623-5005)へ。
 ◎多重債務相談窓口
 ▷時間 午前8時半～午後4時半(土・日曜日、祝日を除く)
 ▷場所 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎4階
 ▷相談連絡先(☎019-622-1637)

◆問い合わせ 東北財務局盛岡財務事務所(☎019-625-3353)へどうぞ。

好きな花を作ろう 折り紙教室を開催

◎折り紙教室
 ▷日時 1月18日(土)
 午前9時半～11時半
 ▷場所 町中央公民館視聴覚室
 ▷内容 折り紙でお花を作成
 ▷定員 15人
 ▷参加費 無料
 ▷申込期限 1月16日
 ◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(内線630)へ。

消防設備士試験 盛岡で行います

◎消防設備士試験
 ▷試験日 2月22日(土)
 ▷場所 建設研修センター(盛岡市松尾町)
 ▷受付期間 ▶【電子申請受付】1月7日～14日午後5時▶【書面申請受付】1月10日～17日(当日消印有効)
 ▷願書配布先 山田消防署予防係(☎82-3139)
 ◆問い合わせ (一財)消防試験研究センター岩手県支部(☎019-654-7006)へどうぞ。

メディアと育児 講座で考えよう

▷日時 1月31日(金)
 午前10時半～11時半
 ▷場所 保健センター2階ホール(託児付き)
 ▷内容 講座「メディアと育児～上手な関わり方～」(講師:小児科医 内田瑛子氏)
 ▷対象 未就学児の保護者
 ▷申込期限 1月27日
 ◆申込先・問い合わせ 町健康子ども課子育て世代包括支援センター(内線605)へ。

台風19号被災者に ガイドブック配付

きくみ岩手では、台風19号で被災された方に「生活支援窓口案内(ガイドブック)」を配布しています。ガイドブックは、ホームページに掲載しているほか、無償で郵送しますので、お気軽にお申し込みください。
 ◆申込先・問い合わせ きくみ岩手(総務省岩手行政監視行政相談センター ☎019-622-3470)へどうぞ。

桜山トンネル点検で交通規制

町では、桜山トンネルの点検に伴い交通規制(片側交互通行)を行います。規制場所では、交通誘導員の指示に従い通行してください。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▷規制予定期間 1月6日(月)～10日(金)
 ※天候などにより期間が変更となる場合があります。
 ▷規制時間帯 午前8時～午後5時
 ▷規制場所 桜山トンネル内(町道細浦・柳沢線)



◆問い合わせ 町建設課都市整備第1チーム(☎82-3111内線242)へどうぞ。

おめでた・おくやみ

11月届け出分(敬称略)

〔出生〕()は性別と保護者

▷船越 佐々木見和(女・貴幸)、三浦唯采(女・惠導)、菊池杏心(女・真吾)

▷大沢 内館郁人(男・章)

〔結婚した二人〕()は住所

沼崎光景(長崎)・加賀谷南(長崎)

中村大和(織笠)・伊藤恵(織笠)

菊池一也(飯岡)・白澤由紀(飯岡)

小林徹(織笠)・佐々木里沙(遠野市)

外崎卓哉(つがる市)・船越美咲(船越)

市澤裕二(織笠)・阿部香澄(織笠)

豊間根湧司(豊間根)・伊東由美子(織笠)

〔死亡〕()は年齢

▷山田 佐藤利喜(100)、佐藤ミヨシ(97)、立花秀夫(93)、甲斐谷勝利(80)、織笠ゆき子(97)、後藤忠(90)

▷船越 濱登マサ(90)

▷織笠 佐々木三男(91)、竹内嘉久子(91)、沼崎美代子(66)、篠澤チャ(83)、中村ツヤ子(89)

▷大沢 箱石節子(83)、箱石勇吉(85)、阿部良子(81)

▷豊間根 木村佐智子(67)

▷荒川 佐藤重幸(68)



佐藤 遼河
(山田・男・忍)



※敬称略、()内は地区名・性別・保護者です。



中村 紅奈
(船越・女・海太)



山崎 伊織
(田の浜・男・圭)



佐藤 寿音
(織笠・女・進哉)

おらんだ料理スタンプラリー

開催期間 1月4日(土)~31日(金)

★スタンプラリーに参加すると

◎スタンプ6つの応募で

抽選で特産品(5千円相当)が5組に当たる

◎スタンプ2つの応募で

抽選で特産品(3千円相当)が5組、お食事券(千円相当)が10組に当たる

◎1店舗でも参加した人には

もれなく参加賞の「山田の醤油」をプレゼント

▷参加方法 ①各参加店のおらんだ料理を食べ、参加店などに備え付けのスタンプカードにスタンプをもらう②スタンプを集めたらスタンプカードに住所などを記入しアンケートに回答する③記入したカードを参加店の店員さんに渡し応募する
▷参加店 ▶和海味処いっぶく▶グルメハウスシンコー▶魚河岸▶竹松や▶三陸味処三五十▶道の駅やまだフードショップ
※抽選は2月初旬に行い、当選は発送をもって代えさせていただきます。

※詳しくは、参加店などに備え付けのチラシなどをご覧ください。

◆問い合わせ 水産商工課商工労働係(☎82-3111内線219)へ。

町民のうごき

(11月1日~30日)

▷出生……4人 ▷転入……26人

▷死亡……22人 ▷転出……17人

▷人口…15,340人(今月減9人)

男…7,484人 女…7,856人

▷世帯数……6,576世帯

◆山田町朗読ボランティアの皆さんが文科大臣表彰を受賞。収録現場にお邪魔すると、慣れた様子で発声練習開始。豊富な言葉で写真を表すさまは、まさにプロフェッショナルでした。松

◆新年あけましておめでとうございませう。2020年今年の目標は、チュウモク(注目)を集める広報をシユウチュウ(集中)作っていきます。皆さん今年もよろしくお祈いします。福



ヘルスマイト教室開催

町では、山田町食生活改善推進員を養成する「ヘルスマイト教室」を開催します。食生活改善推進員は、食育教室や減塩普及活動などを通して健康づくり活動を進めるボランティア団体です。申込期間は1月6日から20日まで、先着15人となりますのでお早めにお申し込みください。

▷参加料 調理実習をするときのみ300円

◆申込先・問い合わせ 町健康子ども課健康づくり係(☎82-3111内線613)へどうぞ。

開催日	時間	場所	内容
1月29日(水)	午前10時半~正午	保健センター2階ホール	講義
2月5日(水)	午前10時~午後3時10分	まちなか交流センター3階調理室、多目的室	調理実習、講義
2月12日(水)			
2月19日(水)			
2月27日(木)	午前10時半~正午	保健センター2階ホール	運動実技
3月5日(木)	午前10時~午後3時半	町中央コミュニティセンター調理室、保健センター2階和室、ホール	調理実習、講義、講演会